

令和5年第9回会津若松市
農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年8月21日(月) 13時50分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 18名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
		14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

13番委員	佐野 和枝				
-------	-------	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

--	--	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主事	渡部 恭平				

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和5年第9回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について、先に申し述べます。</p> <p>総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。</p> <p>また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。加えて、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。</p> <p>なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。</p> <p>本日の出席の農業委員は17名でありまして、定足数に達しております。</p> <p>また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。</p> <p>それでは只今より会議を開きます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員7番) 庄司遼 委員</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員3番・古川 正俊(ふるかわ まさとし) 委員、農業委員4番・春日部 一視(かすかべ かすみ) 委員、以上 二名の方をご指名申し上げます。ご了承願います。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>始めに、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 門田地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>議案第33号の1番について、農業委員7番 庄司遼より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、8月17日午後5時より、地区担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員16番) 渡邊直也 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第33号の2番について、農業委員16番 渡邊直也より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、8月18日午後3時30分より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の2件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 33 号 の 2 件は許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 神指地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>(農業委員 3 番) 古川正俊 委員</p>	<p>農業委員 3 番 古川正俊より、議案第 34 号の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、当該農地にミニライセンサーを整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、農用区域内農地であります。申請事業が「農業用施設」に該当すると見られることから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、8 月 17 日午前 10 時 50 分から、農地部会より 折笠部会長、渡部副部会長、大竹部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き済、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 13 番) 菅井洋一 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 2 番について説明願います。</p> <p>推進委員 13 番 菅井洋一より、議案第 34 号の 2 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、太陽光発電設備を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第 2 種農地の「その他」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、8 月 17 日午前 9 時 45 分から、農地部会より折笠部会長、渡部副部会長、大竹部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 16 番) 渡邊直也 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 3 番について説明願います。</p> <p>農業委員 16 番 渡邊直也より、議案第 34 号の 3 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、駐車場等を整備するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第 3 種農地の「市街地内農地」に該当するため、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、8 月 17 日午前 9 時 10 分から、農地部会より折笠部会長、渡部副部会長、大竹部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>(農地部会長) 折笠康裕 委員</p>	<p>本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p> <p>地区担当委員の報告のとおり 8 月 17 日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 3 件については、それぞれ許可と決することにご異議ございませんか。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 4 番) 春日部一視 委員</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 34 号 の 3 件は、許可するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 35 号 農用地利用集積計画の作成について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。 高野地区担当委員より 1 番から 3 番について説明願います。</p> <p>農業委員 4 番 春日部一視 より、利用権設定の 1 番から 3 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 これらの案件については、中間管理機構を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 2 番) 大竹吉弘 委員</p>	<p>大戸地区担当委員より 4 番について説明願います。</p> <p>農業委員 2 番大竹吉弘より、利用権設定の 4 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件については認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 19 日午後 6 時から地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 14 番) 武田久美子 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 5 番について説明願います。</p> <p>農業委員 14 番 武田久美子より、利用権設の 5 番について、報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりです。 この案件については認定農業者に対する利用権設定です。 申請内容は、旧基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、8 月 18 日午前 9 時 30 分から地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 35 号 農用地利用集積計画の作成については、原案のとおり承認と決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p> <p>(推進委員 12 番) 本田武史 委員</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 35 号 は原案のとおり承認するものと決せられました。</p> <p>次に、議案第 36 号 現況確認証明願について を議題といたします。</p> <p>提出案件について、地区担当委員の調査報告を求めます。 旧市・一箕・東山地区担当委員より 1 番について説明願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>推進委員 12 番 本田武史 より、議案第 36 号の 1 番について報告いたします。 申請の詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、平成 29 年頃には既に耕作をしておらず、現在は山林化しているものであり、地目変更登記を行うための証明申請であります。 なお、これは合同調査でありまして、8 月 17 日午前 9 時から、農地部会より折笠部会長、渡部副部会長、大竹部会委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであり、 県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、現況確認証明確認書の各項目について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたので、ご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>また、本件につきましては、農地部会との合同調査となっておりますので、農地部会長の調査報告をお願いします。</p>

(農地部会長) 折笠康裕 委員	地区担当委員の報告のとおり8月17日に現地調査を行ったところ、農地部会でも何ら異議ないものと認めてまいりましたことを報告します。
会 長	地区担当委員及び農地部会長の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。
	(なし の声あり)
会 長	それではお諮りいたします。議案第36号 現況確認証明願については、現況確認証明書を交付することにご異議ございませんか。
	(異議なし の声あり)
会 長	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第36号 現況確認証明願については、現況確認証明書を交付することといたします。
農業委員会事務局	次に報告に移ります。 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	はじめに、報告第14号、農地法第3条の3の規定による届出の1番から7番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第15号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の1番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、①隣接する土地との境界を明確にすること、②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること、③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること、④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること、との意見が付されております。 次に、報告第16号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から5番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上の意見としまして、1番3番には①隣接する土地との境界を明確にすること、②施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮すること、③必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議すること、④敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水すること、との意見が付されております。
会 長	報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 (午後2時15分 閉会を宣言する。)

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和5年8月21日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員3番 古川 正俊

農業委員4番 春日部 一視